

2024年1月19日

企業会計基準委員会御中

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等
に対する意見

貴委員会から2023年12月15日付で公表されました企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

基本的な方針については、同意します。
ただし、以下について、コメント致します。

1. 会計基準の適用範囲等

【コメント】

本公開草案が、第一種中間財務諸表を対象としているのであれば、その旨が明確になるように、適用範囲等の記載を見直すことをご検討ください。

合わせて、中間作成基準等¹及び中間税効果適用指針²が、第二種中間財務諸表を対象としているのであれば、その旨が明確になるように、適用範囲等の記載を見直すことをご検討ください。

（理由）

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正案では、従前の第2四半期における四半期財務諸表を第一種中間財務諸表、従前の中間財務諸表を第二種中間財務諸表として中間財務諸表の作成方法等を含めて規定することが提案されています。

これまで、中間財務諸表を取り扱った会計基準等は中間作成基準等及び中間税効果適用指針でしたが、これに加えて本公開草案が存在する場合、これらの会計基準等が、第一種中間財務諸表と第二種中間財務諸表のどちらに対して適用されるかについて、現状のこれらの会計基準等の適用範囲等の記載では明瞭性に欠くと考えられます。

そのため、基準等の名称に「中間財務諸表」の用語が使われている会計基準等について、第一種中間財務諸表と第二種中間財務諸表のどちらに適用されるのが明確になるように、適用範囲等の記載を見直すことをご検討ください。

¹ 企業会計審議会が公表している「中間財務諸表作成基準」及び「中間連結財務諸表作成基準」をいう。

² 企業会計基準適用指針第29号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」をいう。

2. みなし取得日等における決算日

【コメント】

子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はみなし売却日（以下「みなし取得日等」という）における決算日として、四半期決算日を認めることが想定されているのであれば、会計基準案第 20 項の「中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日」との記載について、その旨が明確になるように当該記載を見直すことをご検討ください。

（理 由）

会計基準案第 20 項の「中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日」との記載からは、「適切に決算が行われた」をどのように解釈するかによって、四半期決算日以外の日（例えば月次決算）も含まれる可能性があると考えられます。

また、会計基準案第 5 項(1)では、「中間会計期間」とは、「1 連結会計年度又は 1 事業年度（以下「年度」という。）が 6 か月を超える場合に、当該年度が開始した日以後 6 か月の期間をいう。」とされているため、「中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日」には第 3 四半期決算日は含まれないと考えられます。

会計基準案 BC8 項では、「会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じることがないように従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを定めることとした」とされており、また、会計基準案 BC17 項においても、四半期決算日がみなし取得日に含まれることが記載されています。そのため、会計基準案第 20 項における当該記載を、従来認められていた四半期決算日以外の日が含まれる、もしくは、四半期決算日が含まれないと考えられる記載とするのではなく、四半期決算日を認めることが明確になるような記載に見直すことをご検討ください。

3. 四半期会計基準と中間財務諸表の連続性

【コメント】

四半期財務諸表と中間財務諸表の会計方針の選択にあたっては、連続性が求められるため、準拠する会計基準等のそれぞれで認められている会計方針のいずれも選択可能なわけではなく、これらの財務諸表の連続性を踏まえて選択することが求められることを確認させてください。

（理 由）

四半期財務諸表は、東京証券取引所から公表されている「四半期財務諸表等の作成基準（暫定版）」（以下、「四半期作成基準案」という。）に従って作成することが予定されているのに対し、第一種中間財務諸表については、本公開草案に従って作成することが予定されています。

会社が財務諸表を作成し開示する場合、企業会計審議会が公表している企業会計原則第一五 継続性の原則において、会計方針を継続して適用することが求められていることを踏まえると、四半期作成基準案及び本公開草案のそれぞれで認められている会計方針のいずれも選択可能なわけではなく、四半期財務諸表と中間財務諸表の連続性を考慮すると、例えば、以下のように会計方針を選択することが考えられる旨を確認させてください。

- ・ 税金費用について、四半期財務諸表においては、年度決算と同様の方法により計算することを選択している場合、中間財務諸表において中間特有の会計処理を採用することは適切ではなく、年度決算と同様の方法により計算する会計処理を採用する。
- ・ 有価証券の減損処理について、四半期財務諸表においては、四半期切放し法を採用することを選択している場合、中間財務諸表において洗替法又は中間切放し法を採用することは適切ではなく、経過措置として認められている四半期切放し法を採用する。

質問2（今後の基準開発の方向性に関する質問）

今後、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した（仮称）期中財務諸表に関する会計基準等の開発を検討する方向性に関して、ご意見があればご記載ください。

特にありません。

質問3（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

特にありません。

以 上